

公的年金改革の方向性（１）—— 保険料固定方式（マクロ経済スライド）

2004年の公的年金改革へ向けて、厚生労働省は昨年12月に「年金改革の骨格に関する方向性と論点」を公表した。本シリーズでは、このうち、企業年金に関わりが深い部分について解説していきたい。第1回目は、今回初めて提案された「保険料固定方式」について解説する。

「年金改革の骨格に関する方向性と論点」では、従来の財政方式と併記する形で、新しい財政方式である「保険料固定方式」が盛り込まれている。このポイントは、①最終的な保険料を固定し将来の財政再計算で変更しないこと、②将来の収支バランスが保てる水準になるまで後述する「マクロ経済スライド」により年金額を調整すること、である。

そこで、厚生年金（報酬比例部分）制度を理解するために、企業年金で最近話題になっているキャッシュ・バランス・プラン（CBプラン）と比較してみる（図表1）。両者の違いは、①算定の基礎がCBプランでは「概念上の持分付与額」であるのに対して厚生年金では「報酬」となっている点、②拠出期間の利息付与率がCBプランでは「市場金利等」であるのに対して厚生年金では「1人あたり名目賃金上昇率」となっている点、である。

図表1 キャッシュ・バランス・プランと厚生年金（報酬比例部分）の比較

	キャッシュ・バランス・プラン	厚生年金(報酬比例部分)	
		現行方式	保険料固定方式
給付算定式	持分付与額・利息付与額の累計×退職事由別係数÷年金現価率	平均標準報酬額(再評価後)×被保険者期間×給付乗率 ＝累計標準報酬額(再評価後)×給付乗率	
拠出期間の利息付与率(再評価率)	国債利回り、定率、両者の組合せのいずれか(ゼロが下限)	1人あたり名目賃金上昇率	同左 (マクロ経済スライド調整期間) 被用者全体の名目総賃金の増加率 ＝1人あたり名目賃金上昇率＋被保険者数の増加率(減少する場合はマイナス)
受給期間の利息付与率(スライド率)	国債利回り、定率、両者の組合せのいずれか(ゼロが下限)	物価上昇率(マイナスもあり得る)	同左 (マクロ経済スライド調整期間) 物価上昇率＋被保険者数の増加率(減少する場合はマイナス)
保険料率	平準保険料率(標準掛金)	2025年まで段階保険料率(5年毎引上げ) 以降は平準保険料率	2022年まで段階保険料率(1年毎引上げ) 以降は20%に固定

今回の保険料固定方式と現行の厚生年金とは、この利息付与率に大きな違いがある。保険料固定方式ではマクロ経済スライドを導入し、拠出期間の利息付与率を「1人あたり名目賃金上昇率」から「被保険者全体の名目総賃金の増加率」に、受給期間の利息付与率を「物価上昇率」から「物価上昇率＋被保険者数の増加率(減少する場合はマイナス)」に変更している。これは、年金財政にとって収入側の保険料が被保険者数の増減の影響を受けるため、給付側も収入に応じて変動させることで、年金財政の安定化を図ろうとする考え方である。

このような保険料固定方式で、年金額はどのようになるであろうか。社会保障審議会年金部会で公表されているデータをもとに試算した結果が図表2である。なお、ここでは、現在の金銭感覚と合うように、将来の年金額を2003年の物価水準になおした実質値で記載している。

図表2 保険料固定方式によるモデル年金額(2003年価格での実質値)・保険料率の見通し

年度\生まれ年	1940年生	1945年生	1950年生	1955年生	1960年生	1965年生
2005年度	23.8万円	13.58%	13.58%	13.58%	13.58%	13.58%
2010年度	23.4万円	23.9万円	15.35%	15.35%	15.35%	15.35%
2015年度	23.1万円	23.6万円	24.4万円	17.12%	17.12%	17.12%
2020年度	22.8万円	23.2万円	24.0万円	25.0万円	18.89%	18.89%
2025年度	22.2万円	22.7万円	23.5万円	24.5万円	25.6万円	20.00%
2030年度	21.3万円	21.8万円	22.5万円	23.5万円	24.5万円	25.7万円

(注) 実績準拠法・名目年金下限型の基準ケース。第14回社会保障審議会年金部会(2003.2.19)配布資料より筆者推計。
 主な経済の前提は、2003~2007年度=物価上昇率0.0%、実質賃金上昇率0.5%、2008年度以降=物価上昇率1.0%、
 実質賃金上昇率1.0%。マクロ経済スライドによる年金額の調整は2032年まで続く。2032年以降は現行のスライド方式に戻り、既裁定年金額は物価上昇率で改定されるため、実質年金額は一定となる。

受給開始後の実質年金額の年度ごとの推移を見ると、何年生まれでも次第に減少している。これは、スライド調整期間においては、被保険者数の減少に比例して実質年金額が減額される仕組みのためである。すなわち、被保険者数が1%減少すれば受給開始後の実質年金額が1%減額されるのである。もっとも、年金減額の下限については「名目年金下限型」と「物価下限型」の2種類が提案されている。前者では、1人あたり賃金や物価が下落する場合を除いて名目年金額は維持されるものの、物価上昇分を限度に実質年金額が目減する。後者では物価スライドが保証され、実質年金額が維持される仕組みである。

生まれ年ごとに新規裁定時点(65歳時点。例えば1940年生の2005年度, 1945年生の2010年度)で比較した場合、新しい世代の方が年金額が多くなっている。これはスライド調整期間でも、実質賃金総額が増えれば新規裁定年金額が増えるためである。また、同一時点(例えば2030年度)で見た場合には、古い世代ほど年金額が少なくなっている。これは、新規裁定年金は既裁定年金よりも実質賃金上昇率分だけスライド率が高く、年金受給開始後の年数が経つほど格差が拡大することによる。もっとも現行制度でも同様の現象がみられ、極端な格差を是正するために、新規裁定額の80%を保証する措置が設けられている。

今回のような生まれ年ごとの推計をみれば、国民は将来の自分の姿をより実感できるだろう。このようなデータは、国民的な年金改革論議のためだけでなく、不要な誤解を招かないためにも、政府の責任で公表されるべきである。さらに、①将来の物価や実質賃金の上昇率などの仮定、②モデル年金の設定条件の問題(所得階層・家族形態別推計の必要性)、も考慮した具体的な情報が提供されるべきであろう。

給付減額や確定拠出年金の導入など企業年金の見直しが公的年金改革に先行して実施されているが、老後収入の基盤となる公的年金の動向をしっかりと把握した上での労使協議が望まれる。

(中嶋 邦夫)